

発行：令和6年1月
子育て環境日本一丹後推進会議
(事務局：丹後広域振興局)

新年、明けましておめでとうございます。

さて、昨年末12月に「京都府子育て環境日本一推進条例」が府議会で議決され、「京都府子育て環境日本一推進戦略」も4年ぶりに改定されました。新しい指針のもと、推進会議の皆様とともに、今後とも取組を進めていきたいと考えております。あったか子育てニュースレター第13号は、今回制定された条例等の概要をお届けします。



『京都府子育て環境日本一推進条例』制定

「子育てにやさしい社会はすべての世代にとって暮らしやすい社会」として、京都府では、平成30年に「子育て環境日本一推進本部」を設置し、出会い・結婚から妊娠、出産、子育て、保育・教育、就労に至るまで切れ目のない支援に取り組んで参りました。

この度、子育て環境日本一の取組を進化させ、「**社会で子どもを育てる京都**」の実現に向けて、新たな課題に対応するため、こども基本法の施行なども踏まえながら、これまでの「子育て支援条例」と「少子化対策条例」を一つにする形で、新条例を制定しました（R5.12.22公布、R6.4.1施行）。

こども基本法（令和5年4月施行）
全ての子どもの人権が尊重されること、子どもが社会の活動に参加できることなど、6つの基本理念が示されています。

基本理念

「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組は、こども基本法第3条に掲げる基本理念を尊重しつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、並びにこども及び子育て世代が孤独・孤立の状態になることがないよう、**社会全体でこども及び子育て世代を温かく見守り、支えること並びに府民、学校等、事業者、子育て支援団体等その他の社会を構成する多様な主体による支援の取組が自主的かつ自律的に行われること。**
- (2) 府民一人ひとりの結婚及びこどもを持つことに対するそれぞれの意思が尊重され、多様な選択肢の中から、その希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、こどもの保育及び教育その他の各段階並びにこれらの各段階にある就労の状況に応じた支援が切れ目なく行われること。
- (3) 府、国、市町村及び府民等の適切な役割分担並びに効果的な連携及び協働の下に、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する取組が総合的に行われること。

府や保護者の責務とともに、府民や学校、事業者、子育て支援団体も、子育て環境日本一・京都の実現に向けて、積極的に取り組んでいくよう役割が規定されています。

『京都府子育て環境日本一推進戦略』改定

コロナ禍における子育て世代の孤独化・孤立化、経済・雇用情勢の悪化など、子どもや子育て世代をめぐる環境が大きく変化し、厳しさが増す中、人と地域の絆など、京都の強みや特色を生かし、「子育て環境日本一」の実現に向けた取組を進化させる必要があるとして「京都府子育て環境日本一推進戦略」を、昨年12月、4年ぶりに改定しました。

京都府が新たに取り組む**4つの重点戦略**と、戦略を具体化する**20のプロジェクト**を策定。「社会で子どもを育てる京都」の実現には、行政だけでなく、府民の皆様や企業、地域、関係団体が同じ目標に向かって手を取り合いながら、一丸となって、取り組むことが重要です。今後とも、推進会議の皆様との連携を一層深め、丹後地域の子育て環境の充実に取り組んで参りたいと存じます。本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。

重点戦略1	子育てが楽しい風土づくり
重点戦略2	子どもと育つ地域・まちづくり
重点戦略3	若者の希望が叶う環境づくり
重点戦略4	全ての子どもの幸せづくり

